

・はじめよう市民活動！

①身近な活動をさがしてみよう！

町内会の行事に参加してみる

自分から参加

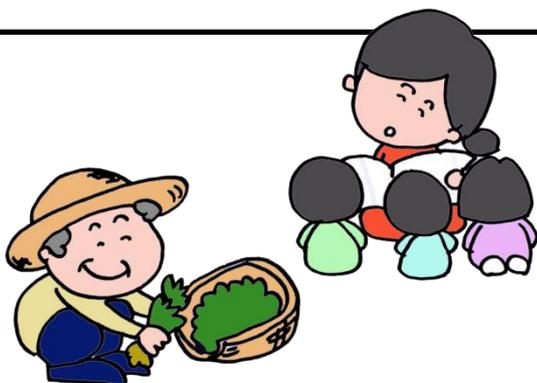
清掃活動・資源ごみ回収場所の管理

・防犯パトロール等



②ボランティアをはじめよう！

「自らやってみよう」という気持ちを持つことが大切！



ボランティア事業をさがそう！

防災・福祉・子育て・交通安全・清掃等

相談してみよう！

あま市市民活動センター TEL052-445-1900

※詳しくは、P.15 参照

<http://www.ama-shiminkatsudo.jp>

休業日：毎週月曜日・祝日の翌日

あま市社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL052-443-4291

<http://www.ama-syakyo.jp>

休業日：毎週日曜日・祝日

※上記以外に、年末年始を始め休館日がありますのでご確認ください。

市民公益活動

営利を目的とせず、公益的な活動を促進することを目的として、市民が主体的に取り組む活動です。

ボランティア活動と市民活動の違い

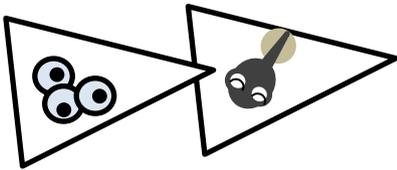
ボランティア活動とは、個人が市民公益活動を行う活動だけでなく、個人が個人のために、また単発的に行う活動も含まれます。

市民活動とは、社会的な課題解決を目的に、組織的・継続的に行う市民公益活動です。

ボランティア組織

- ・ボランティア：市民公益活動を行う個人。
- ・ボランティアグループ：ボランティアの個人が集まったグループ。
- ・ボランティア団体：ボランティアグループが組織化され、地域の課題を探し、継続して活動している団体。





③NPO 法人になろう！

任意団体・ボランティア団体

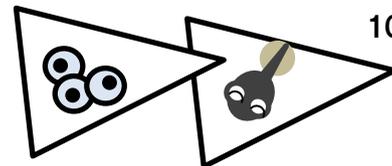
法人化すると、こんなメリットが・・・

- ・個人よりも社会的信用が得やすくなる。
- ・契約の主体が団体となり、資産の管理もでき事業を請け負いやすくなる。
- ・税制面で優遇されている。(収益事業をしない場合)

法人化すると、こんな義務が・・・

- ・簿記の原則に基づいて、経理処理を行う必要がある。
(決算書、予算書等の作成)
- ・毎年、事業報告書や収支計算書などの資料を所轄庁へ届け出る必要がある。
(提出した資料は、情報公開が義務付けられる)

※所轄庁：法人の事務所が所在する都道府県の知事。2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は内閣総理大臣。



NPO法人格を取得するには・・・

- 設立認証申請書や添付書類（定款、役員名簿等）を所轄庁に提出して認証を受ける。
- 法務局で法人としての登記を行う。

市民活動センターに
相談してください

NPO 法人 20 分野の活動

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※特定非営利活動促進法より